

「民間公益活動を促進するための休眠預金に係る資金の活用に関する法律」に基づく
資金分配団体プロジェクト「北海道未来社会システム創造事業」
選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 「民間公益活動を促進するための休眠預金に係る資金の活用に関する法律」に基づき、資金分配団体として選定された一般社団法人北海道総合研究調査会による「北海道未来社会システム創造事業」における実行団体の選定過程において、公平性、透明性を確保し、適正な決定を支援するため、選定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行団体の選定方法・手順に関する事項
- (2) 実行団体の事業計画書の審査に関する事項
- (3) 実行団体の選定推薦に関する事項
- (4) その他選定に必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成は別紙のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、委員を追加できる。

- 2 委員は、一般社団法人北海道総合研究調査会の代表者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から令和4年度末(令和5年3月末)までとする。
- 4 委員が任期中に辞退する場合は、これを補充することができる。

(会議)

第4条 委員会は、一般社団法人北海道総合研究調査会が招集する。

- 2 委員会の進行は、一般社団法人北海道総合研究調査会が務める。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会へ委員以外の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、透明に所掌事務を遂行しなければならない。

- 2 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員会の委員が応募団体と関わりがある場合は、その審査には加わらない。

(事務処理)

第7条 委員会に関する事務局は、一般社団法人北海道総合研究調査会に置くものとする。

2 委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

3 委員会の議事は非公開とする。

4 委員名簿は公開とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附則

1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

(別紙)

「北海道未来社会システム創造事業 選定委員会」
委員(五十音順)

名前	所属
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 教授
加賀 千登世	プランナー、コピーライター
樽見 弘紀	北海学園大学法学部 教授
檜山 純	札幌学院大学経営学部 准教授
日向 康之	株式会社日本政策金融公庫 北海道創業支援センター長